

## 「イマ、ココ プロジェクト。」 会員規約

一般社団法人ピースポートセンターいしのまき(以下、PBI)は、PBIがコーディネートする「イマ、ココ プロジェクト。」に参加するにあたり、その諸条件について、「イマ、ココ プロジェクト。」規約(以下、本規約)として、以下の通り定めます。

### 第1条(会員)

会員は、PBIが定める本会員規約及び誓約書を承諾の上、PBIが別途指定する入会手続きを完了され、本プロジェクトへの参加資格を得た方をいいます。

### 第2条(規約の適用及び変更)

1. 本規約は、会員に対して適用されるものとします。
2. PBIは、会員の承諾を得ることなくいつでも、PBIが適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。また、本規約の変更内容の詳細については、PBIウェブサイト上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。

### 第3条(入会)

1. 本プロジェクトの参加希望者は、本規約を承諾した上で、PBIが別途指定する手続きに従って入会の登録をするものとし、当該登録手続きが完了した時点で、本プロジェクトの参加資格を得て会員になるものとします。
2. 入会申し込み(入会手続き)にあたり、入会申込者は、PBIが定める方法により必要事項をご登録いただきます。氏名、住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス、その他の登録事項につき、入会申込者はPBIに対し、正確な情報を届け出るものとします。
3. 入会申込者が次のいずれかに該当することをPBIが確認した場合、PBIはその申し込みを承諾しない場合があります、入会申込者はあらかじめこれを承諾するものとします。
  - (1) 利用申し込みにあたり、誤表記または虚偽の記載があった場合
  - (2) 過去に、本プロジェクトへの参加資格の停止または失効を受けた場合
  - (3) その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすとPBIが判断した場合

### 第4条(退会)

1. 会員は、PBIが別途定める手続きに従い、本プロジェクトへの参加を終了(退会)することができるものとします。
2. 本規約の定めにより、会員が本プロジェクトへの参加資格をすべて失った(失効した)場合、その日を退会日として当該会員は退会したものとみなします。

#### 第5条(本プロジェクト参加資格の停止および失効)

1. PBIは、会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、会員に事前通知することなく、直ちに本プロジェクトへの参加資格の全部または一部を停止、あるいは失効させることができるものとします。
  - (1) 会員が第11条各号に定める禁止行為を行った場合
  - (2) 会員により、本プロジェクトに関する事務手数料等の支払責務の履行延滞または不履行があった場合
  - (3) その他、会員が本会員規約または関連する誓約書等に違反した場合
  - (4) 会員が権利能力を失った場合
  - (5) その他、会員として不適切または本プロジェクトの催行に支障があるとPBIが判断した場合
2. 前項の定めに従い、本プロジェクトへの参加資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる参加資格の停止または失効の日までに発生した本プロジェクトに関連するPBIに対する債務の全額をPBIの指定する方法で一括して支払うものとします。
3. PBIの定めに従い、本プロジェクトの参加資格が停止または失効した場合であっても、会員によって既に支払われた料金などを払い戻すことはないものとします。
4. 本プロジェクトへの参加資格が停止した会員は、PBIが別途定める方法により、その参加資格を復活または失効することになるものとします。

#### 第6条(本プロジェクトへの参加)

1. 本プロジェクトは、その参加資格を有する会員のみが利用できるものとし、会員は、本規約に従って本プロジェクトに参加するものとします。
2. 会員は、本プロジェクトの参加資格を得た後に、本プロジェクトの利用条件を変更する場合、PBIが別途指定する手続きに従うものとします。
3. 会員は、本規約に明示的に定める場合を除き、本プロジェクトの利用および発信・提供する情報(文章、音声、映像等を含む)について一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者およびPBIに何らの迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。

#### 第7条(事務手数料)

1. 会員は、本プロジェクト参加に当たりPBIが定めた事務手数料を支払うものとします。
2. 会員は、本プロジェクト参加に当たり、初回に発行される会員証を携帯し、参加時に提示するものとします。会員証不携帯および紛失した場合には別途、再発行手数料を支払い、再発行手続きを行うものとします。

#### 第8条(「イマ、ココ プロジェクト。」の中断)

1. PBIは、次のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本プロジェクトの実施を一時的に中断あるいは中止することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。ただし、いずれかの状況が事前に想定される場合には、PBIが適当と判断する方法によって会員に通知するものとします。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合
  - (2) 本プロジェクトに必要なメンテナンスを行う場合
  - (3) 本プロジェクトに障害が発生した場合
  - (4) その他、運用上または技術上で PBI がプロジェクトの一時中断あるいは中止が必要と判断した場合
2. PBI は、前項に基づく本プロジェクトの中断および中止により生じた会員の損害については、一切その責任を負わないものとします。

#### 第 9 条(会員の発信・提供する情報)

1. 会員または参加者による本プロジェクトの利用および発信・提供する情報に起因して、他の会員、第三者または PBI に対して損害を与えた場合、あるいは他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償するものとし、またはかかる紛争を解決するものとし、PBI に何らの迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。
2. PBI は、会員または参加者を通じてインターネット上で発信または提供された情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知の上、該当する情報を削除することができるものとします。ただし、その削除義務を負わないものとします。
  - (1) 第 11 条各号に定める禁止行為に該当すると PBI が判断した場合
  - (2) 本プロジェクトの保全管理上必要であると PBI が判断した場合
  - (3) 一定期間以上経過した場合
3. PBI は、前項の定めに従い該当する情報を削除したこと、または当該情報を削除しなかったことにより当該会員もしくは参加者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第 10 条(会員情報の取り扱い)

1. 会員情報とは、本プロジェクト参加に当たり、会員が PBI に対して提供する氏名、住所、生年月日等の、会員を認識もしくは特定できる情報をいいます。
2. 会員情報は、個人情報として、PBV が別途定める「個人情報の取り扱いについて」に従い取り扱われるものといたします。
3. PBI は、会員情報および本プロジェクトの参加履歴を、善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。

#### 第 11 条(禁止事項)

会員は、本プロジェクトの参加にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者または PBI の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (2) 他の会員、第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する場合
- (3) 他の会員、第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (5) わいせつ、ポルノまたは虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為

- (7) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を改ざん・消去する行為
- (8) 選挙活動、またはこれに類似する行為、その他の政治および宗教に関する行為
- (9) PBI から事前に承諾を得ていない、本プロジェクトを通じてまたは本プロジェクトに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為
- (10) 法令もしくは公序良俗(売春、暴力、虐待等)に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
- (11) その他、PBI が不適切と判断する行為

#### 第 12 条(免責事項)

1. PBI は、会員が本プロジェクトを通じて得る間接的情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保障も行わないものとします。
2. 本プロジェクトの変更、中止もしくは廃止、本プロジェクトを通じて登録、提供もしくは取得された会員の情報の消失、その他本プロジェクトに関連して発生した会員の損害について、PBI は本規約に明示的に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 会員または PBI 以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員が本プロジェクトの全部または一部に参加できないことについて、PBI は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 13 条(譲渡禁止)

会員は、会員たる地位および本規約に基づき会員が有する権利・義務を PBI の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第 14 条(損害賠償請求)

会員が本規約に反した行為または不正もしくは違法に本プロジェクトに参加することにより PBI に損害を与えた場合、PBI は当該会員に対して相応の損害賠償の請求(弁護士費用を含む)を行う場合があるものとします。

付則 制定・施行：2014 年 4 月 1 日